

通信・放送の在り方に関する懇談会 20060313

2006年3月13日

(社)日本芸能実演家団体協議会実演家著作隣接権センターCPRA・運営委員

椎名和夫



1. 実演家著作権隣接権センターCPRAの事業概要



A 指定団体としての業務(報酬請求権)

- ・ 商業用レコード二次使用料
- ・ 私的録音補償金
- ・ 私的録画補償金
- ・ 商業用レコード貸与報酬等

B 著作権等管理事業者としての業務(許諾権の一任型集中管理)

- ・ 録音権使用料
- ・ 放送番組二次利用の使用料
 - 音楽(CD)実演 放送番組送信可能化使用料(整備中)
 - 放送(映像)実演 放送番組販売使用料
 - 放送番組ビデオグラム化使用料
 - 放送番組送信可能化使用料(整備中)

※ (社)日本音楽事業者協会、(社)音楽制作者連盟、(社)芸団協の三者により運営されており、音楽、映像あわせて6万人の実演家の権利委託をうけてその処理を行っている。

2. 放送と通信の融合について



- 新たな産業構造が生まれることは大歓迎
 - ・新たな産業構造は、新たな出演の機会を生む。
 - ・放送番組の二次利用については、集中管理の体制を構築することで対応。

- 実演家の「権利」が流通を阻害しているとの短絡的な議論には大きな疑問がある。
 - ・流通の阻害要因として、実演家の権利を含む著作権が犯人であるとする風潮は事実と異なる。むしろコンテンツに係る契約システム上の問題であると考えられる。

- IPマルチキャスト放送を「有線放送」として取り扱うのであれば、課題が存在する。
 - ・現行法上、「有線放送」に係る実演家の権利は様々に制限されており、その部分の抜本的な見直しが必要である。

3. 有線放送に係る実演家の権利制限について

有線放送(CATV)で地上波を同時再送信する場合には、区域内の限定的な難視聴対策の範囲であって実演家の権利を害さないとの判断から、以下の権利制限が定められている。

●著作権法第92条

実演家は、その実演を放送し、また有線放送する権利を占有する。

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 放送される実演を有線放送する場合

二 次に掲げる実演を放送し、又は有線放送する場合

イ 前条第一項に規定する権利を有する者の許諾を得て録音され、又は録画されている実演

ロ 前条第二項の実演で同項の録音物以外の物に録音され、または録画されているもの

●「地上波デジタル放送の通信伝送路による再送信サービス」の前提条件【補完措置の定義】

1) 条件不利地域における活用など地上波中継局による伝送を、「地理的」に「補完」するための措置。

2) 視聴方法に関する選択肢を拡大することにより、視聴者の受信環境の一層の充実を図る観点から、地上波中継局による伝送を「補完」するための措置。

(2005年12月22日開催・情報通信審議会情報通信政策部会地上デジタル放送推進に関する検討委員会資料より抜粋)

IPマルチキャスト放送は、区域内の限定的な難視聴対策の範囲であるとは云えず、よって「有線放送」と定義されるのであれば、同時に上記の権利制限の見直しを行う必要がある。

4. 懇談会の質問に対する回答



1. IPマルチキャストによる放送について、著作権法においても、「放送」としての扱いを行い、簡易な著作権処理が可能となるように措置すべきとの考えがあるが、見解如何。
 - 集中管理体制の確立で全面的に協力したい。
 - 「有線放送」として扱われるのであれば、同時に「有線放送」に係る実演家の権利制限の見直しが不可欠となる。
2. 放送番組について、インターネット上の活用を含め、積極的にマルチユースを行うべきとの考えがあるが、見解如何。
 - 放送番組の二次利用の促進には全面協力。(集中管理体制)
 - 活用がすすまない原因を「著作権」とみるのは大きな誤り。
 - あくまでも「放送」という一次利用を前提とする契約システムから、マルチユースを前提とする契約システムへとシフトしてゆくべき。
3. 多メディア時代において国内外市場におけるコンテンツ流通の活性化に向けた具体的方策について見解如何。
 - コンテンツ流通の活性化には全面的に賛成。
 - ただし実演家が直接コントロールできる部分ではなく、コンテンツホルダーの奮起に期待。
 - 多様なメディアに特化された番組作りの活性化にも期待。

5、その他、懇談会に要望すること



■ 「IT産業振興」に加えて、「文化の振興・育成保護」の観点も持っていただきたい

我が国の経済をIT産業が牽引していることは承知している。よってIT産業の振興が国家的に重要なミッションとなっていることは理解できるが、一方でコンテンツが減れば、それも達成できないのではないか。

これまで行われている知的財産権に関する議論は、ややもすれば経済性や効率、技術といった方向に偏って展開されるような傾向があり、同時に「文化」に対する配慮がますます希薄になっているのではないか。もしも、IT産業振興の阻害要因をすべて「既得権」として排除の対象とみるような方向へと向かうのであれば問題。

著作権は、クリエイターの利益を確保してその再生産を促すという重要な役割を帯びており、先進的国家間で共有されている国際的なルールでもある。著作権については、文化の振興・育成保護の立場に立つ省庁が所管してゆく必要性があると考えており、これまでの経緯等からみても、知的財産に関する所管省庁を一元化しようという議論には強く反対。

生活を豊かにする「文明」と併せて、心を豊かにする「文化」の振興、育成保護という観点をもっとしっかり持っていただきたい。